

家庭的保育事業等にかかる内容変更届の主な添付書類

該当する変更事項について必要な書類を添付してください。

提出は、メール又は窓口提出をお願いします。窓口の提出の場合、1部正本、1部副本を保育幼稚園課保育幼稚園係宛てにご提出ください。なお、メール提出の場合は受領印を押印された書類をPDF化して後日、メールにてご返送いたします。

1 施設の名称の変更 <変更から1月以内>

保育所の名称を変更する場合に該当します。

家庭的保育事業等内容変更届出書（名称、種類及び位置に該当）

理事会議事録（写）

※社会福法人以外で理事会がない法人は、理事会にかわる会議の議事録を添付してください。

2 施設の所在地の変更 <変更から1月以内>

施設の場所を移転する場合及び住居表示の実施等により所在地の表示が変更となる場合に該当します。移転の場合は、併せて建物や土地等の変更が必要です。

家庭的保育事業等内容変更届出書（名称、種類及び位置に該当）

理事会議事録（写）

※社会福祉法人以外で理事会がない法人は、理事会にかわる会議の議事録を添付してください。

（移転以外の場合）住居表示実施証明書等、所在地の新表記を証する書類

3 設置主体の変更 <あらかじめ>

法人の名称が変更となる場合などに該当します。

※なお、原則同一法人の場合に限られます。他の法人への事業譲渡等は、新たに設置認可を取り直す必要がありますので注意してください。

家庭的保育事業等内容変更届出書（定款、寄附行為その他の規約に該当）

理事会議事録（写）

※社会福祉法人以外で理事会がない法人は、理事会にかわる会議の議事録を添付してください。

法人の登記事項証明書

変更後の運営方法に関する規則、規定類（写）

定款（寄附行為）、その他の規約（写）

4 経営の責任者の変更 <あらかじめ>

設置主体である法人の代表者（理事長や代表取締役等）が変更になる場合に該当します。

家庭的保育事業等内容変更届出書（経営の責任者又は福祉の実務に当たる幹部職員に該当）

理事会の議事録（写）

※社会福祉法人以外で理事会がない法人は、理事会にかわる会議の議事録を添付してください。

責任者の履歴書※任意様式

誓約書（参考様式あり）

5 児童の認可定員・利用定員の変更 <あらかじめ>

認可定員や利用定員が変更となる場合に該当します。

家庭的保育事業等内容変更届出書（事業の運営についての重要事項に関する規程に該当）

※別紙も必ず提出

理事会議事録（写）

※ 社会福祉法人以外で理事会がない法人は、理事会にかわる会議の議事録を添付してください。

建物の平面図・配置図（写）

部屋別面積表（参考様式あり）

職員名簿（参考様式あり）

園規則、管理規程等（写）

6 施設長の変更 <あらかじめ>

施設長を変更する場合に該当します。

家庭的保育事業等内容変更届出書（経営の責任者又は福祉の実務に当たる幹部職員に該当）

理事会議事録（写）

※社会福祉法人以外で理事会がない法人は、理事会にかわる会議の議事録を添付してください。

施設長就任承諾書（写）

施設長就任予定者の履歴書

保育士資格証（写）※有資格者の場合必須

保育所長初任所長研修会修了証（写）※修了者の場合必須

7 職員の職種別定員の変更 <あらかじめ>

職員の定数を変更する場合に該当します。

家庭的保育事業等内容変更届出書（事業の運営についての重要事項に関する規程に該当）

理事会議事録（写）

※社会福祉法人以外で理事会がない法人は、理事会にかわる会議の議事録を添付し

てください。

- 園規則、管理規程等（写）
- 職員名簿（参考様式あり）
- 増加職員分の履歴書（調理師、事務員等も含む）
- 増加職員分の資格証明書（写）

8 建物の変更 <あらかじめ>

保育所の改修、改築、増築や、部屋の用途の変更（部屋割り変更）等を行う場合に該当します。

- 家庭的保育事業等内容変更届出書（建物その他設備の規模及び構造並びにその図面に該当）
- 理事会議事録（写）

※社会福祉法人以外で理事会がない法人は、理事会にかわる会議の議事録を添付してください。

- 建物の登記事項証明書

※届出書「構造・棟数・合計面積」の欄の構造と合計面積については、それぞれ登記事項証明書の「②構造」、「③床面積」欄と一致させてください。

- 建築基準法に基づく検査済証（写）
- 配置図・付近の見取り図（写）
- 変更前の配置図（写）
- 平面図（写）

※部屋別に名称、面積を記入してください。

※一部改修や改築の場合は、変更部分を塗色等で明記してください。

- 変更前の平面図（写）

- 部屋別面積表（参考様式あり）

※部屋別面積表の「合計欄」については、届出書の合計面積と一致させてください。

- （建物を賃借している場合）賃貸借契約書（写）
- （調理室の新設・改築等がある場合）給食施設開始届（変更届）（写）

※所管庁の受理印が押されたもの。

9 設備 <あらかじめ>

太陽光発電の設置等を行う場合に該当します。

※建物や土地の変更等を伴う場合は、合わせて該当する部分の届出書様式への記入や添付書類の提出を行ってください。

家庭的保育事業等内容変更届出書（建物その他設備の規模及び構造並びにその図面に該当）

理事会議事録（写）

※社会福祉法人以外で理事会がない法人は、理事会にかわる会議の議事録を添付してください。

設備概要書※任意様式

10 土地 <あらかじめ>

保育所の敷地（建物敷地・屋外遊戯場・その他）について、土地の売買、賃借開始や終了、用途の変更等により面積の変更がある場合に該当します。

※屋外遊戯場面積の減少がある場合には、児童の認可定員・利用定員に変更がない場合にも、届出書の変更前の欄に現状を記入してください。

家庭的保育事業等内容変更届出書（名称、種類及び位置に該当）

理事会議事録（写）

※社会福祉法人以外で理事会がない法人は、理事会にかわる会議の議事録を添付してください。

土地の登記事項証明書

※届出書の「敷地面積」の欄の面積については、登記簿謄本の面積の合計と一致させてください。

公図

※保育所敷地部分を塗色で明記してください。

配置図（写）・付近の見取り図

変更前の配置図（写）

※一部増減や用途の変更の場合は、変更部分を塗色等で明示してください。

（新たに代替園庭を設定する場合）市が使用を認めていることがわかる文書等（写）

（新たに代替園庭を設定する場合）代替園庭の図面（写）

（新たに代替園庭を設定する場合）保育所から代替園庭までのルート図

※実際に使用する児童の移動に安全なルートがわかるように、塗色等で明示してください。また、施設からの代替園庭までの距離を記入してください。

1.1 建物・土地の所有関係 <あらかじめ>

保育所の建物や敷地について、土地の売買、賃借開始や終了により面積の変更がある場合に該当します。

- 家庭的保育事業等内容変更届出書（建物その他設備の規模及び構造並びにその図面に該当）
- 理事会議事録（写）

※社会福祉法人以外で理事会がない法人は、理事会にかわる会議の議事録を添付してください

- 契約書（使用賃借、賃貸借、売買）（写）
- 該当する建物・土地の登記事項証明書
- 配置図（写）

※保育所の敷地・建物全体がわかるものを添付したうえで、変更部分を塗色等で明記してください。

- 公図

※保育所の敷地全体及び変更部分を塗色等で明記してください。

1.2 運営の方法 <あらかじめ>

園規則等に定めている以下の事項について変更する場合に該当します。

- 事業の目的及び運営の方針（園規則に定める保育所の目的、運営方針）
- 提供する保育の内容（園規則に定める保育内容）
- 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日（保育所の休園日、保育する時間）
- 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額（保護者から受領する延長保育料等の種類、理由、金額）
- 家庭的保育事業等利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園・退園に関する事項、利用に当たっての留意事項）
- 緊急時等における対応方法（事故防止マニュアル等に定める事故や怪我、不審者侵入の際の対応方法）
- 非常災害対策（危機管理マニュアル等に定める地震、火事、水害等自然災害への対策）
- 虐待の防止のための措置に関する事項（保育所における虐待防止、家庭での虐待が疑われる場合の対策）
- その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項（給食の外部搬入、調理業務の委託など）
- 家庭的保育事業等内容変更届出書（事業の運営についての重要事項に関する規程に該当）
- 理事会議事録（写）

※社会福祉法人以外で理事会がない法人は、理事会にかわる会議の議事録を添付してください

- 変更後の運営に関する園規則、管理規程、マニュアル等（写）

※変更部分を塗色等で明示してください。

(給食の外部搬入・委託等、契約書類がある場合) 変更後の運営に関する契約書類等 (写)